

大口町妊婦のための支援給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第10条の2の規定に基づく妊婦のための支援給付に関し、法、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、妊婦支援給付金とは、町が法第10条の9の規定に基づき妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定（以下「妊婦給付認定」という。）を行った妊婦に対し支給する給付金をいう。

(事業開始日)

第3条 本事業の開始日（以下「事業開始日」という。）は、令和7年4月1日とする。

(支給対象者)

第4条 妊婦支援給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、事業開始日以後に妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者）であって、妊婦給付認定の申請日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する町の住民基本台帳に記録されている者とする。ただし、他の市町村において妊婦支援給付金の支給を受けている者又は受ける予定である者は除く。

(妊婦支援給付金の支給額)

第5条 妊婦支援給付金の支給額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 妊婦であると町が認定した者（以下「妊婦給付認定者」という。） 5万円
- (2) 妊婦給付認定者であって、次条第2項の規定による届出をした者 出産（流産又は死産を含む。以下次条第2項において同じ。）した子どもの人数に5万円を乗じて得た額

(妊婦支援給付金の支給申請)

第6条 前条第1号に規定する妊婦支援給付金の支給を受けようとする者は、妊婦給付認定申請書(様式第1。以下「申請書」という。)に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前条第2号に規定する妊婦支援給付金の支給を受けようとする者は、出産により胎児の数が明らかになった日以降、胎児の数の届出書(様式第2。以下「届出書」という。)に必要な書類を添えて、町長に届け出なければならない。この場合において、第8条に規定する妊婦給付認定を受けていない者は、前項の規定による申請書を提出するものとする。

(申請及び届出期間)

第7条 申請書及び届出書の提出期間は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 妊婦給付認定申請書 受診により妊娠が確定した日を起算日とし、2年を経過する日まで
- (2) 胎児の数の届出書 出産予定日の8週間前の日を起算日とし、2年を経過する日まで(流産等をした場合については、流産等をしたことが産科医療機関等において確認された日を起算日とし、2年を経過する日まで)

(妊婦給付認定)

第8条 町長は、第6条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、妊婦給付認定を行ったときは、妊婦給付認定(却下)通知書(様式第3)により申請者に通知する。

(妊婦支援給付金の支給の決定)

第9条 町長は、第6条の規定により提出された申請書及び届出書を受理した場合は、その内容を確認の上、支給を決定したときは、申請者に対し妊婦支援給付金を口座振込により支給するものとする。この場合において、妊婦支援給付金の振込みをもって支給決定の通知に代える。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（令和 7 年 6 月 2 4 日 令和 7 年大口町告示第 8 5 号）

（施行期日等）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 大口町出産・子育て応援給付金支給要綱（以下「旧要綱」という。）第 2 条及び第 6 条に規定する支給対象者は、令和 7 年 3 月 3 1 日以前に伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱（令和 4 年 1 2 月 2 6 日付け子発第 1 2 2 6 第 1 号。厚生労働省子ども家庭局長通知。）に定める要件を満たすほか、申請日において、町に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に規定する町の住民基本台帳に記録されている者とする。

様式第1（第6条関係）

妊婦給付認定申請書

大口町長

妊婦給付認定の資格を有するため、妊婦給付認定の申請をします。

1 申請者の情報

母子健康手帳番号【 】

※申請者は妊婦ご本人としてください

		申請日		年	月	日
ふりがな				生年 月日	年 月 日	
氏 名						
個人番号						
現住所	〒					
居住地	(現住所と異なる場合のみ記載)					
妊娠届出日	年 月 日					
妊娠届出日 時点の住所地	(現住所と異なる場合のみ記載)					
妊娠届出書の初診年月日(医療機関で 胎児心拍が確認された日)				年 月 日		

2 妊娠に関して診断を受けた医師等の情報

医療機関の名称	
住 所	
電 話 番 号	
診断した医師の氏名	

3 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（1回目）の支給（5万円）を

☐ 希望します。



☐ 他の市町村で、1回目の支給（5万円）を受けていません。
 ※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。他の自治体で出産応援給付金、妊婦のための支援給付金1回目を受給している場合は支給対象外です。

☐ 既に他市町村（支給市町村： ）で1回目の支給（5万円）または、出産応援ギフトの支給（5万円）を受けています。（※4 振込口座の記入は不要。）

☐ 希望しません。

4 振込先口座（申請者名義の口座）

金融機関名		本・支店名		金融機関コード				支店コード		
銀行・信用 金庫		本・支店 本・支所 出張所								
信用組合・ 農協・漁協										
口座種別	口座番号（右詰で記入）							口座名義（カタカナ）		
1 普通 ・ 2 当座										

※申請日時点の口座名義が分かる通帳等の写しを添付してご提出ください。

5 その他

子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定後に大口町外に転出した場合には大口町の妊婦支援給付認定は取り消されます。転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

- 1 妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。
- 2 この申請書は、町が支給決定をした後は、妊婦支援給付金1回目の請求書として取り扱います。

署 名 _____
 署名日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

胎児の数の届出書

次のとおり届出します。

- 母子健康手帳番号【 】

届出日 年 月 日

ふりがな													生年 月日	年	月	日
氏名																
個人番号													電話番号			
住所地	〒															

- 2 胎児の数：_____人

- | | |
|---------|--|
| 医療機関の名称 | |
| 住所 | |
| 電話番号 | |

- 妊婦支援給付金（２回目）の支給（胎児の数×５万円）を

- ☐ 希望します。



□他の市町村で、2回目の支給（胎児の数×5万円）を受けていません。
※妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。

- ☐ 希望しません。

- | 金融機関名 | | | | 本・支店名 | | | | 金融機関コード | | | | 支店コード | | | |
|-------------------------------|--|-------------|--|-------|--|--|--|------------|--|--|--|-------|--|--|--|
| 銀行・信用
金庫
信用組合・
農協・漁協 | | | | 本店 | | | | | | | | | | | |
| | | | | 支店 | | | | | | | | | | | |
| | | | | 本所 | | | | | | | | | | | |
| | | | | 支所 | | | | | | | | | | | |
| | | | | 出張所 | | | | | | | | | | | |
| 口座種別 | | 口座番号（右詰で記入） | | | | | | 口座名義（カタカナ） | | | | | | | |
| 1 普通 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 当座 | | | | | | | | | | | | | | | |

様

大口町長

妊婦給付認定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請について、下記のとおり通知します。

記

☐ 認定

子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定後に大口町外に転出した場合には、転出日をもって大口町の妊婦支援給付認定は取り消されます。転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

☐ 却下

却下理由

※転出に伴う認定の取消及び却下の処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、大口町長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。